

審査基準

令和8年4月1日作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第5条第4項
処 分 の 概 要：許可証の再交付
原権者（委任先）：北海道公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第4条第1項、第2項（許可証の再交付の申請）
審 査 基 準： 法令の定めに尽くされている。
標 準 処 理 期 間： 14日
申 請 先： 主たる営業所（営業所のない者にあつては住所又は居所。）又は古物市場を管轄する警察署の生活安全課（係）又は生活安全第二課の窓口にご提出してください。
問 い 合 わ せ 先： 北海道警察本部生活安全部保安課質屋・古物係 (電話011-251-0110) 主たる営業所又は古物市場を管轄する各方面本部生活安全課生活経済・保安・サイバー係 (管轄が函館方面の場合 (電話0138-31-0110)) (管轄が旭川方面の場合 (電話0166-35-0110)) (管轄が釧路方面の場合 (電話0154-25-0110)) (管轄が北見方面の場合 (電話0157-24-0110))
備 考：